

独立行政法人国立国語研究所役員退職手当規程

平成13年4月1日
国語研規程第6号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第62条において準用する通則法第52条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立国語研究所の所長、理事及び監事（非常勤の役員を除く。以下「役員」という。）が退職（死亡及び解任された場合を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額（独立行政法人国立国語研究所役員報酬規程第4条に規定する本給月額をいう。以下同じ）に100分の12.5の割合を乗じて得た額に文部科学省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が100分の0から100分の200の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第4条第1項及び第7条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に評価委員会が100分の0から100分の200の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率（以下「業績勘案率」という。）を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下、この条において「端数」という。）を生じたときは1月と計算するものとする。

2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(国家公務員として在職した後引き続き役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第4条 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員として引き続きいた在職期間とみなす。この場合において、国家公務員として在職した期間の第2条ただし書きの適用にかかる本給月額については、当該期間の役職等を勘案し、所長がその都度定める。

2 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

4 第2項の規定に該当する役員（前項に該当する者を除く）が退職した場合の退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず、当該退職の日には国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場

合の、第2項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における俸給月額を、当該役員が第2項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、所長が別に定める。

（職員との在職期間の通算）

- 第5条** 役員が、引き続いて職員（独立行政法人国立国語研究所職員退職手当規程（以下「職員退職手当規程」という。）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）となったときは、この規程による退職手当は支給しない。
- 2 役員が、引き続いて職員から役員になった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。

（職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例）

- 第6条** 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、役員退職時の本給月額に、役員としての引き続いた在職期間を職員退職手当規程第15条に規定する在職期間とみなし、職員退職手当規程の規定により算出した支給率を乗じて得た額とする。
- 2 前項の役員に対する退職手当の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

（再任等の場合の取扱い）

- 第7条** 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（退職手当の支給）

- 第8条** 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を業績勘案率が決定した日以後遅滞なく直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、業績勘案率を100分の100とし算出する退職手当の額以内の額（以下この条において「暫定退職手当額」という。）を、役員の退職の日以後に支給することができる。
- 3 前項の規定により暫定退職手当額が支給された場合は、当該暫定退職手当額は第1項の規定により支給する退職手当の額（以下この項において「決定支給額」という。）の内払とみなし、業績勘案率が決定した日以後遅滞なく決定支給額と当該暫定退職手当額の差額を精算する。

（退職手当の返納等の取扱い）

- 第9条** 退職手当の返納等の取扱いについては、職員退職手当規程の適用を受ける者の例によるものとする。

（退職手当の支給制限）

- 第10条** 役員が通則法第23条第2項第2号の規定に該当し解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。

（遺族の範囲及び順位）

- 第11条** 第8条に規定する遺族の範囲及び順位は、職員退職手当規程の適用を受ける者の例によるものとする。

（端数の処理）

- 第12条** この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切

り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第13条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項は、職員退職手当規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14. 4. 23 国語研規程第29号)

- 1 この規程は、平成14年5月1日から施行する。
- 2 平成14年5月1日（以下「基準日」という。）の前日から引き続き在職する役員が基準日以降に退職した場合における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、当該退職の日における俸給月額に任命された日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36を乗じて得た額と当該退職の日における俸給月額に基準日から退職した日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦にしたがって計算するものとし、端数を生じた時は1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第3条の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から1月を減ずるものとする。

附 則 (平成15. 7. 29 国語研規程第64号)

この規程は、平成15年7月29日から施行し、平成15年6月15日から適用する。

附 則 (平成15. 12. 24 国語研規程第72号)

- 1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する役員が施行日以降に退職した場合における退職手当の額は、改正後の第2条の規定にかかわらず、当該役員の在職期間に応じ、次の各号により計算して得た額とする。
 - 一 平成14年5月1日（以下「基準日」という。）前から在職する役員 独立行政法人国立国語研究所役員退職手当規程の一部を改正する規程（国語研規程第29号）附則第2項中「退職した日まで」とあるのを「平成15年12月31日まで」と読み替えて同項を適用した場合に得られる額とこの規程の施行日以後の在職期間を改正後の第2条の規定により計算して得られる額の合計額
 - 二 基準日以後在職する役員（前項に該当する役員を除く） この規程の施行日の前日までの在職期間をこの規程による改正前の第2条の規定により、施行日から退職の日までの在職期間をこの規程による改正後の同条の規定によりそれぞれ計算して得られる額の合計額

附 則 (平成18. 4. 25 国語研規程第138号)

この規程は、平成18年4月25日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成20. 12. 9 国語研規程第182号)

この規程は、平成20年12月9日から施行する。